

減免申請は毎年必要です。

(表面)

令和4年度 神戸市放課後児童クラブ(学童保育) 利用料減免(減免取消)申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

申込者※1 フリガナ (保護者) 名前

住所 〒 □□□-□□□□

神戸市 区

電話

(携帯)

次のとおり、令和4年度利用料の減免(減免取消)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

Table with columns for child name, birth date, sex, and application details. Includes rows for '生活保護受給世帯', '市民税非課税の世帯のうち母子・父子家庭', and '所得税非課税世帯'.

※1 申込者は、放課後児童クラブ入会申込者と同じ保護者としてください。
※2 兄弟姉妹で同一クラブに入会して減免を申請される場合は、申請される児童全員をご記入ください。
※3 「市民税非課税証明書」：令和3年1月1日にお住まいであった市区町村の役所(住民税担当)で発行されたもの。年度にご注意ください。
※4 市内で学童保育を変更し、引き続き減免の適用を受けようとする場合は、必ず新たに減免申請をしてください。
※5 減免決定後に減免理由に該当しなくなった場合は、取消申請を速やかに提出してください。
◎この情報は、学童保育事業以外の目的には使用しません。

提出先：〒650-0032 神戸市中央区伊藤町1-1-1 番地神戸商工中金ビル4F 神戸市行政事務センター(学童保育担当)

減免申請は毎年必要です。

(裏面)

平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合の非課税扱いについて

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、神戸市放課後児童クラブの減免制度では、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして扱います。

したがって、令和3年分所得税が課税されていても、再計算により、非課税扱いとして減免対象になる場合があります。該当する場合は、本紙表面の減免申請書に必要事項を記入するとともに、下記扶養親族申告書※に18歳以下(令和3年12月31日時点)の扶養親族を必ず記入のうえ、所得の分かる書類(源泉徴収票又は所得税確定申告書の写し)を添えて申請してください。

なお、扶養親族申告書の記入がない場合、再計算ができなくなり、非課税扱いとして減免決定できなくなりますので、あらかじめご了承ください。

【参考】平成22年度税制改正により廃止になった扶養控除

年少扶養控除 380,000円×16歳未満(0～15歳)の扶養親族の数
特定扶養控除上乗せ分 250,000円×16～18歳の扶養親族の数

※扶養親族申告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

申込者 フリガナ
(保護者) 名前 _____

令和3年12月31日時点で、18歳以下(平成15年1月2日～令和3年12月31日生)の方全員を記入してください。

フリガナ 名前	続柄	生年月日	性別	同居 別居	税法上 扶養者
		・ ・	男・女	同・別	父・母
		・ ・	男・女	同・別	父・母
		・ ・	男・女	同・別	父・母
		・ ・	男・女	同・別	父・母
		・ ・	男・女	同・別	父・母